

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



令和7年7月30日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

暴力団等反社会的勢力排除宣言について（お知らせ）

宮城県警備業協会では、暴力団のいない安全で住みよい宮城県の実現をめざし、関係機関団体とスクラムを組んで暴力団排除活動に取り組んでおります。
条例改正等を含めて排除宣言を見直しましたのでお知らせいたします。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

私たち警備業界は、生活安全産業として社会的信頼を高めるため、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はこれらの密接交際者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など（以下「反社会的勢力」とは、一切の交際を持たない。さらに、相手方が反社会的勢力であることが判明した際には、適切な対応が行えるよう、契約条項に「契約解除」や「取引拒否」に関する事項を盛り込み、次の事項を基本方針として、暴力団等反社会的勢力を排除することを宣言します。

- 1 暴力団追放三不運動+1（プラスワン）（「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」）を実践する為、従業員等への周知教育に努めます。
- 2 反社会的勢力に対し、警備業界全体で毅然とした態度で臨み、警備業務契約などその他一切の商取引を行わないなど一切の関係を遮断します。
- 3 反社会的勢力による被害を防止するため、外部専門機関（宮城県警察、宮城県暴力追放運動推進センター、弁護士（宮城県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターを含む））等との緊密な連携関係の構築に努めます。
- 4 反社会的勢力による不当要求に対し、所轄警察署とも連携し、従業員の安全確保に配慮しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で対応します。

令和 7年 7月22日

一般社団法人宮城県警備業協会



一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣